

議案第101号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のとおり制定する。

平成20年9月4日提出

川崎市長 阿部 孝 夫

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(川崎市職員定数条例の一部改正)

第1条 川崎市職員定数条例(昭和26年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

(川崎市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年川崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

(川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(川崎市職員退職手当支給条例の一部改正)

第4条 川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「川崎市公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成19年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「川崎市公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(川崎市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正)

第6条 川崎市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成13年川崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表1(3)を次のように改める。

(3) 墓地等の経営を目的とする公益社団法人又は公益財団法人

(川崎市公害健康被害補償条例の一部改正)

第7条 川崎市公害健康被害補償条例（昭和49年川崎市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第1条中「財団法人川崎市公害対策協力財団」の次に「（昭和47年9月26日に財団法人川崎市公害対策協力財団という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）」を加える。

（川崎市水道局企業職員定数条例の一部改正）

第8条 川崎市水道局企業職員定数条例（昭和42年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

（川崎市交通局企業職員定数条例の一部改正）

第9条 川崎市交通局企業職員定数条例（昭和42年川崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

（川崎市病院局企業職員定数条例の一部改正）

第10条 川崎市病院局企業職員定数条例（平成16年川崎市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「公益法人等」を「公益的法人等」に改める。

（川崎市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第11条 川崎市立高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年川崎市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「川崎市公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可（以下「経営許可」という。）を受けている者若しくは経営許可の申請をしている者又はこの条例の施行の日から平成21年2月28日までの間に経営許可の申請をする者についての第6条の規定による改正後の川崎市墓地等の経営の許可等に関する条例別表1(3)の規定の適用については、同表1(3)中「公益社団法人又は公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人若しくは特例財団法人」とする。

参考資料

制 定 要 旨

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴い、関係条例の整備等を行うため、この条例を制定するものである。